

埼玉県高次脳機能障害者支援センター

事業報告書

埼玉県総合リハビリテーションセンター

ご挨拶

埼玉県総合リハビリテーションセンターは、障害のある方々の自立と社会参加の促進を目指して、昭和 57 年 3 月に開設されました。

当センターは、「私たちは、利用者の皆様が、その人らしい自立した生活ができるよう、良質で信頼される医療・福祉の提供に努めます。」という理念をもとに、相談・判定から医療、職能訓練、社会復帰まで一貫した総合的なリハビリテーションサービスを提供し、あわせてリハビリテーションの技術向上を図るための研究・研修事業を実施しています。

外傷や疾病による脳損傷の後遺症として高次脳機能障害を伴うと、社会生活を送る上で大きな障害となることがあります。また、肢体不自由などの身体機能障害を伴うか否かによって、受けることのできる医療・福祉のサービスが異なるなど、高次脳機能障害に関しては多くの問題点があります。

埼玉県では、これらの問題点を整理し、高次脳機能障害に対する診断・訓練及び社会参加を含んだ包括的な医療・福祉サービスを確立するため、平成 13 年度から開始された高次脳機能障害支援モデル事業に参画し、平成 18 年度からは当センターが支援拠点機関として指定されています。

平成 23 年 4 月には、当センター内に「高次脳機能障害者支援センター」を開設し、高次脳機能障害者の支援拠点機関として相談内容に応じた助言や情報提供を行い、センター内の各部門において相談、診断、訓練、就労支援を進めるとともに、関係機関と連携し、地域の相談支援体制の充実にも努めております。

今後も皆様の御協力・御指導をいただきながら、高次脳機能障害者支援センターの機能のさらなる充実を図り、当事者や御家族への支援、県民の皆様への啓発に積極的に取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

平成 30 年 3 月

埼玉県総合リハビリテーションセンター
センター長 丸山 徹

はじめに

埼玉県高次脳機能障害者支援センターでは、県総合リハビリテーションセンターの医療、相談、施設の既存機能を活用し、地域の関係機関と連携を図っております。総合相談窓口には、当事者やその家族だけでなく、関係機関や支援者からの相談も多くあります。相談をお受けする中で、家族からは「地域で十分な支援を受けられない」、支援者からは「適切な支援の方法が分からない」などの意見が寄せられており、当支援センターでは電話や来所相談だけでなく、支援コーディネーターが市町村や相談支援事業所等からの依頼により地域へ出向き、身近な地域での支援の充実を図っております。

今回、平成23年に当支援センターを開設してから平成28年度までの6年間の事業実績について、報告書として取りまとめました。

高次脳機能障害者への支援には、当事者の病状への気づき、家族をはじめとする周囲の方の理解、支援者の理解と配慮、環境の整備等が大切です。各地域において当事者の地域社会への参加が促進されるよう、継続した支援を展開していきたいと考えております。

当支援センターの多職種のもつ専門性が、各地域に伝達され定着していくことで、よりよい地域社会を形成することを目的とした地域包括ケアシステムの構築にもつながることと思います。

今後も、各地域での取り組みを支援し、当事者とその家族が安心して生活できる社会の実現を目指して、私たちは日々努力を続けてまいります。

円滑な事業の運営に向けて、様々な観点から皆様のご意見をいただけると幸いです。

平成30年3月

埼玉県高次脳機能障害者支援センター
センター長 先崎 章

目 次

1. 沿革・支援センターの概要

1. 沿革	2
2. 厚生労働省科学研究費補助金障害対策総合研究事業	3
3. 支援センターの概要	4

2. 支援実績

1. 総合相談窓口	6
2. 診療部門	13
3. 障害者支援施設	14
4. 健康増進施設	16
5. 地域支援部門	18

3. 普及啓発活動

1. 高次脳機能障害理解促進セミナー	22
2. 高次脳機能障害に関する医療関係者向け専門研修会	23
3. リハビリテーションテーマ別研修	26
4. 講師派遣	28
5. リーフレット等の作成	29

4. 資料 高次脳機能障害者支援に関する市町村調査

31

1. 沿革・支援センターの概要

1. 沿革

(1) 平成 13 年度 高次脳機能障害支援モデル事業実施

このモデル事業は、国立身体障害者リハビリテーションセンターと地方拠点病院との連携により、高次脳機能障害に対する診断、治療、機能回復訓練のほか、社会復帰支援や生活・介護支援を試行的に行い、症例を集積し、標準的な「評価基準」及び「支援プログラム」の確立を図ることを目的とする。

埼玉県は、埼玉県総合リハビリテーションセンター（以下「県リハ」）を地方拠点病院として指定し、モデル事業を実施することとなった。

実施期間は平成 13 年度から 15 年度の 3 年間である。

(2) 平成 16 年度 高次脳機能障害支援モデル事業延長

国の一般施策として高次脳機能障害者支援普及事業が開始され、埼玉県でも「高次脳機能障害支援推進事業」を開始した。また、県リハは地方拠点機関として引き続きモデル事業を実施した。

モデル事業 5 年間の実績は以下のとおりである。

	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度
相談件数	50	74	92	168	275
専門外来受診者数	28	28	53	82	89

(3) 平成 18 年度 高次脳機能障害者支援普及事業支援拠点機関に指定

支援拠点機関としての活動実績は以下のとおりである。

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
相談件数	699	673	666	1241	1061
専門外来受診者数	75	91	66	46	48

(4) 平成 22 年度 高次脳支援センター検討会議

高次脳機能障害の年間相談件数が急増し、体制づくりの見直しが必要となった。そのため、県リハ内の関連する部門の代表者により、検討会議を開催した。

(5) 平成 23 年度 埼玉県高次脳機能障害者支援センター開設

総合相談窓口を設置し、県リハ内の各部門の職員（兼務）により構成した。

2. 厚生労働省科学研究費補助金障害対策総合研究事業

(1) 平成 21 年度 「高次脳機能障害者の地域生活支援の推進に関する研究 (H21-こころ一般 008)」 分担研究 (平成 21 年度～23 年度実施)

○研究代表者 中島八十一 (国立障害者リハビリテーションセンター研究所)

【研究要旨】

高次脳機能障害者支援を目的として全国 10 か所のブロックを担当する研究分担者を中心にして各都道府県に支援拠点機関の設置と支援ネットワークの構築を推進し、平成 23 年度末までに全都道府県に 70 の支援拠点機関が設置された。画像陰性例の基礎的な条件が明らかになった。

○分担研究者 市川 忠 (埼玉県総合リハビリテーションセンター)

【研究要旨】

関東甲信越ブロック 9 県にてブロック会議を設け、高次脳機能障害者の地域生活支援の推進の普及について協議した。平成 22 年度にブロック 9 県すべてに支援拠点機関が設置された。各県の支援事業は研修会や家族会にとどまらず、理解促進のための冊子や情報案内冊子の作成等様々な情報提供や医療福祉での多チャンネルの相談窓口の設置など充実がみられた。

(2) 平成 24 年度 「高次脳機能障害者の社会参加の推進に関する研究 (H24-精神一般 009)」 分担研究 (平成 24 年度～26 年度実施)

○研究代表者 中島八十一 (国立障害者リハビリテーションセンター研究所)

【研究要旨】

高次脳機能障害支援拠点機関は全国で 100 カ所となり 297 名のコーディネーターが相談に対応した。また、全国の都道府県において、普及啓発のためのリーフレット等が作成され、ウェブサイトが開設された。全国の支援拠点機関の活動は活発になり、高次脳機能障害支援普及事業は当該年度の目標を達成した。今後一般就労が困難な方の日中活動及び福祉的就労を支援するために受け入れ施設の職員への理解を深める必要がある。

○分担研究者 市川 忠 (埼玉県総合リハビリテーションセンター)

【研究要旨】

関東甲信越ブロック各県では、在宅支援・地域支援を中心に事業をすすめ、全県に支援拠点機関が設置され、取り組みが進んだことから、就学就労支援にポイントを置き、少しずつ発展してきた。一方で、各県の諸事情により、格差が認められることもあり、ブロック内の均てん化を図るため、情報交換等が必要である。

3. 支援センターの概要

高次脳機能障害者支援センター（以下「支援センター」）は、平成28年度現在、支援センター長1名（神経・精神科医師が兼務）と支援コーディネーター他10名（県リハ医療・福祉部門から兼務）で構成されている。

主な業務は以下のとおりである。

（1）総合相談窓口の設置

- ・当事者、家族、関係機関からの相談、各部門の利用調整、助言・情報提供等の支援

（2）各部門での支援と連携

【診療部門】

- ・高次脳機能障害の診断・評価、リハビリ訓練

【障害者支援施設】

- ・障害者総合支援法による生活訓練、事務・OA系訓練など

【認定健康増進施設】

- ・体育訓練を通じた体力の維持・向上、対人コミュニケーションスキルの向上

【地域支援部門】

- ・関係機関との相談調整・後方支援、家族会等への支援

